

清川村サテライトオフィス入居者募集要領

清川村は、2019年5月に、サテライトオフィス（計4室）をローカルイノベーション拠点施設内に開設します。

入居を希望される方は、次の内容をご確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. 施設の概要

- (1) 名 称 清川村サテライトオフィス「むらてらす」
- (2) 所 在 地 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1659番地の1
- (3) 利用開始日 2019年5月（予定）
- (4) 賃 料

	1号室	2号室	3号室	4号室
面 積	10.69㎡	12.69㎡	18.80㎡	24.80㎡
月額賃料	31,000円	36,000円	43,000円	52,000円

※共益費（共用設備の電気代、上下水道使用料等）込み。

※各事務所の運営費（電気代、通信費、インターネット使用料等）は含まれません。

- (5) 利用期間 2022年3月31日まで（更新あり）
- (6) 設 備
 - ア 空調設備 各オフィス個別空調システム
 - イ フロア O Aフロア
 - ウ 電話回線 入居者個別契約
 - エ インターネット回線 入居者個別契約
 - オ その他（施錠設備） ナンバーキー（建物入口）、シリンダーキー（事務所入口）
- (7) 共用設備 応接室（1室）、トイレ（男女別）、給湯室等。
- (8) 駐 車 場 入居者専用駐車場（月額4,000円）、来訪者用共用駐車場あり。
- (9) 備 考 事務所内に家具及びオフィス用品等はありませんので、各自でご用意ください。また、建物内は禁煙です。

2. 応募要件

次の条件に該当し、経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、賃料の支払い能力のある個人事業主もしくは会社等の代表者

- (1) 当該事務所を利用して事業活動を実施する者
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者

※ただし、次の方は入居することができません

- ア 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき
- イ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ウ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項または第2項の規定に違反するとき
- エ 賃借人及び役員等が暴力団と密接な関係を有していると認めるとき
- オ 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき
- カ 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき

3. 応募方法

- (1) 受付期間 2019年4月8日（月）から4月19日（金）までとします。
- (2) 申込方法 持参または郵送してください。持参の場合の受付時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分までです。
- (3) 受付場所 〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216

清川村役場 村づくり観光課
電話：046-288-3864
E-mail：kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp

(4) 申請書類

- ア 清川村サテライトオフィス入居申込書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ その他

【法人の場合】

法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）、決算書の写し（直近1期分）、法人税納税証明書（直近1期分）、法人事業税及び法人都道府県民税納税証明書、会社概要がわかるパンフレット等
（直近1期分）

【個人の場合】

住民票（3カ月以内に取得した原本）、直近の源泉徴収票又は所得税確定申告書、所得税納税証明書、個人住民税納税証明書

(5) 見 学 施設の見学を希望する方は、下記にご連絡ください。

〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216
清川村役場 村づくり観光課
電話：046-288-3864
E-mail：kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp

5. 入居者の選定及び決定

入居者については、提出いただいた書類を基に審査・決定します。

- (1) 審 査 事務局による書類審査を行います。
- (2) 決定時期 受付期間終了後、1週間程度で決定し、書面（様式第3号）により別途通知します。
- (3) 契 約 入居者決定後、速やかに賃貸借契約を締結します。

6. その他留意事項

- (1) 入居者が以下に該当する場合は、決定を取消します。
 - ア 応募できるものの要件に該当しなくなったとき。
 - イ 虚偽その他不正の行為により入居の決定を受けたことが明らかになったとき。
 - ウ 破産手続開始若しくは再生手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 事務所内の改築その他造作設備工事を行う場合は、設計書、仕様書、図面その他の当該整備の内容がわかる書類を添えて申請し、村の承諾を受けてください。
- (3) 危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れがある使用、公序良俗に反する使用はできません。
- (4) 火気を使用することはできません。
- (5) 提出いただいた申込書等は返却しません。
- (6) 事務所内で物販・サービス業を営むことはできません。

清川村役場 村づくり観光課
電話：046-288-3864
E-mail：kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp